七　分離ナット型締結解除装置であって、次の要件を満たすもの
イ　火薬の量が〇・七グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇二グラム以下であること。
ロ　電気点火により、ナットの締結を解除する構造であること。
ハ　火薬及び爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ニ　ピストンシリンダは、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ヘ　ピストンは、最大変位が二十一ミリメートル以下の鋼製であること。
ト　締結解除後のピストンは固定され、ピストンシリンダ内の残ガスが外部に漏れないものであること。
八　電気コネクタ接続器であって、次の要件を満たすもの
イ　火薬の量が〇・一五グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇二グラム以下であること。
ロ　電気点火により、電気コネクタを接続する構造であること。
ハ　火薬及び爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ニ　プランジャシリンダは、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ヘ　プランジャは、最大変位が十一ミリメートル以下のアルミニウム合金製であること。
ト　電気コネクタ接続後のプランジャは固定され、プランジャシリンダ内の残ガスが外部に漏れないものであること。
九　ロープカッタであって、次の要件を満たすもの
イ　火薬の量が〇・一五グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇二グラム以下であること。
ロ　点火装置による衝撃により、ロープを切断する構造であること。
ハ　火薬及び爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ニ　カッタシリンダは、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ヘ　カッタは、最大変位が二十ミリメートル以下の鋼製であること。
ト　ロープ切断後のカッタは固定され、カッタシリンダ内の残ガスが外部に漏れないものであること。
十　消火剤容器弁開放装置付き消火装置であって、次の要件を満たすもの
イ　爆薬の量が〇・八グラム以下の消火剤容器弁開放装置が取り付けられていること。
ロ　電気点火により、消火剤容器弁を開放する構造であること。
ハ　消火剤容器弁開放装置を容易に取り外すことができない構造であること。
ニ　消火剤容器弁開放装置の作動により塑性変形しない材質であること。
ホ　消火剤容器弁開放装置は、爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ヘ　消火剤容器弁開放装置は、防錆性を有すること。
十一　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定により承認された膀胱結石破砕用医療用点火具又はピンハンマー型尿路結石破砕装置に用いられる結石破砕器であって、爆薬の量が〇・〇一二グラム以下のもの
十二　ケーブルカッタであって、次の要件を満たすもの
イ　火薬の量が〇・三八グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・一〇五グラム以下であること又は火薬の量が〇・八グラム以下であること。
ロ　電気点火により、ケーブルを切断する構造であること。
ハ　火薬及び爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ニ　カッタシリンダは、気密性を有し、一平方センチメートル当たり千キログラムの内圧に耐え得る材質及び構造であり、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ヘ　カッタは、最大変位が二十九ミリメートル以下の鋼製であること。
ト　ケーブル切断後のカッタは固定され、カッタシリンダ内の残ガスが外部に漏れないものであること。
十三　電流緊急遮断装置用遮断筒であって、爆薬の量が〇・八グラム以下のもの
十四　酸素吸入器の酸素発生剤の着火の用に供する点火装置であって、爆薬の量が〇・〇二二グラム以下のもの
十五　救命無線機用自動膨張装置に用いるガス発生器であって、火薬の量が〇・二一グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇一グラム以下のもの
十六　熱電池であって、次の要件を満たすもの
イ　爆薬の量が〇・〇六グラム以下であること、火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二六グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇一グラム以下であること又は火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一七グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇五グラム以下であること。
ロ　電気点火により、電解質を溶融させて電力を発生させる構造であること。
ハ　火薬及び爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ニ　電池ケース及び電池カバーは、防錆性を有する材質であること。
ホ　電池ケース及び電池カバーは、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
十七　ロケットの操舵用又は電子機器冷却用の蓄圧器開栓用せん孔器であって、次の要件を満たすもの
イ　火薬の量が〇・三グラム以下であること又は火薬の量が〇・一グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇三グラム以下であること。
ロ　電気点火により、内蔵する火薬類を爆発又は燃焼させてピストンを押し出し、蓄圧器をせん孔する構造であること。
ハ　火薬及び爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ニ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ホ　ピストンは、最大変位が十三ミリメートル以下の鋼製であること。
ヘ　せん孔後のピストンは固定され、カートリッジ及びボディ内の残ガスが外部に漏れないものであること。
十八　動力装置に用いる燃料流路遮断装置であって、次の要件を満たすもの
イ　点火薬（チオシアン酸鉛（Ⅱ）と塩素酸カリウムとを混合した爆薬に限る。）の量が〇・〇四グラム以下であること。
ロ　ガス発生剤（ジアゾジニトロフェノールの爆薬に限る。）の量が〇・一〇グラム以下であること。
ハ　電気点火により、ピストン（最大変位が十ミリメートル以下のものに限る。）を押し出し、燃料の供給を遮断するとともに、本体内に残った燃料を排出する構造であること。
ニ　爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ホ　本体は、アルミニウム合金その他の合金製であること。
ヘ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ト　燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
チ　作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。
十九　動力装置に用いる燃料流路開放装置であって、次の要件を満たすもの
イ　点火薬（チオシアン酸鉛（Ⅱ）と塩素酸カリウムとを混合した爆薬に限る。）の量が〇・〇二グラム以下であること。
ロ　ガス発生剤（ジアゾジニトロフェノールの爆薬に限る。）の量が〇・〇五グラム以下であること。
ハ　電気点火により、ピストン（最大変位が十ミリメートル以下のものに限る。）を押し出し、燃料の供給を開始する構造であること。
ニ　爆薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。
ホ　本体は、アルミニウム合金その他の合金製であること。
ヘ　外殻は、防錆性を有する材質であること。
ト　燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
チ　作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。